3/28 朝日新聞

安保法施行6年

「論説」

2022・3・28

9条の「たが」締め直す

安全保障関連法が施行されて二十九日で六年が経過する。自衛隊は海戦終結後、海外に頻繁に派遣され、今では「敵基地攻撃能力の保有」や「核共有」まで議論されている。戦争放棄と戦力不保持の憲法九条は、戦後日本の「平和国家」の在り方そのものだ。緩んだ九条の「たが」をいま一度、締め直す必要がある。

昨年十二月に公開された外交文書は、一九九〇年八月に始まった湾岸危機が自衛隊海外派遣の「起点」になったことを示す。

同年九月二十九日、米ニューヨークで行われた海部俊樹首相とブッシュ（父）米大統領との日米首脳会談。会談内容を記録した極秘公電によると、ブッシュ氏は多国籍軍による対イラク攻撃を念頭に「日本がPKOや（自衛隊）を参加させる方途を模討中と承知している。有志であり、世界から評価される」と、日本に対しても軍事的な協力を求めた。

自衛隊広がる海外派遣

海部氏は、武力の行使を禁じた憲法九条を守る必要があるとした上で「汗を流す協力をしたい」と自衛隊の派遣に意欲を示した。

海部政権が当初目指したのが、非軍事の別組織として国連平和協力隊を創設し、自衛隊員を参加させる案だった。根拠となる国連平和協力法案は廃案の反発もあり審議となったが、湾岸戦争終結後の九一年四月には海上自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣した＝写真、海自横須賀基地で本社ヘリ「おおづる」から。

五四年の自衛隊創設以来初の海外派遣だった。

中曽根内閣の官房長官として湾岸危機の際、海部氏に海外派遣が「アリの一穴になる」と忠告した。堤防は小さな穴から亀裂が広がりやがて崩壊する例えだ。

湾岸戦争後、九二年に国連平和維持活動（PKO）協力法が制定されると、自衛隊は頻繁に海外派遣されるようになる。

九七年に策定された新しい日米防衛協力のための指針（ガイドライン）と九九年制定の旧周辺事態法で、周辺隊の米軍に対する後方支援活動も恒常化され、日本領域外での活動が可能になった。

二〇〇三年のイラク戦争では、ブッシュ（子）政権の求めに応じて、イラクで人道支援や多国籍軍支援を行うイラク復興支援特別措置法、「テロとの戦い」ではインド洋で米軍などへの給油活動を行うテロ対策特措法が成立した。

後藤田氏の懸念通り、自衛隊の活動地域は海外に広がり、役割も多岐にわたるようになったが、活動内容は「専守防衛」を逸脱しない範囲に限定されていた。武力の行使も、日本への急迫不正の侵害がある▽ほかに排除する適当な手段がない▽必要最小限度の実力行使にとどまる―との「三要件」に該当する場合に限られていた。

これを根本から覆したのが、安倍晋三首相率いる政権だ。

一四年には、歴代の国会論戦を通じて確立し、歴代内閣が継承してきた「集団的自衛権の行使」を憲法違反とする政府の憲法解釈を一内閣の判断で変更し、集団的自衛権の行使を可能とすることを閣議決定した。

翌一五年には安保法の成立を強行し、外国同士の戦争への参加を可能にした。それまではPKOなどを除く自衛隊の海外派遣にはその都度、法律をつくる必要があったが、安保法により法整備を経ずに派遣できるようにもなった。

湾岸危機で緩み始めた九条の「たが」は国際情勢の変化を名目にどんどん外れているように映る。

安倍政権以降、防衛費は膨らみ続け、長射程ミサイルの導入計画が進む。ヘリコプター搭載型護衛艦は事実上空母化され、ステルス戦闘機の搭載が可能となる。

敵基地攻撃、核共有まで

中国や北朝鮮のミサイル開発を受けて、長年、憲法違反とされてきた「敵基地攻撃能力の保有」検討を岸田文雄首相が言明。ロシアのウクライナ侵攻に伴い、米軍保有の核兵器を日本に配備して日米が共同運用する「核共有」を巡る議論も活発化している。

ただ、九条の平和主義や、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則は日本国民の血肉と化した価値であり、内外に多大な犠牲を強いた先の大戦の反省に基づく智いだ。日本人の生き方そのものでもある。
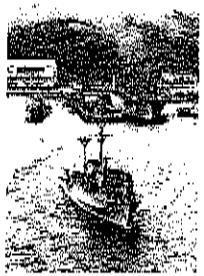
今、私たちが議論すべきは九条の「たが」を外して軍事力を強化することではなく、九条の精神に立ち返り、外交力を磨くことではないのか。安保法施行六年を、あらためて考える機会としたい。